

子育て世帯へ特別給付金を支給します



ホームページID
8437



子育て世帯への臨時特別給付金

問 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター ☎ 95-5255

子育て世帯の生活を支援するために、給付金を支給します。

対象	申請方法
2021年9月分の児童手当の受給者	申請不要（12月24日支給済み）
2021年9月分の特例給付の受給者	申請不要（2月18日(金)に児童手当支給口座へ支給予定）
2003年4月2日から2006年4月1日までに生まれた児童を養育している保護者	申請が必要です。申請書（こども課や市ホームページで入手）に必要事項を記入し提出してください。
2022年4月1日までに生まれた児童の保護者	
2021年10月1日から2022年3月31日までに碧南市に転入した子育て世帯	

※2021年9月分の児童手当及び特例給付の受給者が公務員の場合、申請が必要です。郵送された申請書に必要事項を記入し、提出してください。

支給額 児童1人あたり10万円

申請期限 3月10日(休) (必着) まで

※出生及び転入の日の翌日から最大15日以内は受け付けできます。

注意事項

- ・所得制限はありません。
- ・他市町村で同様の給付金を受給している場合は受給できません。



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

問 こども課育成支援係 ☎ 95-9886

低所得の子育て世帯を支援するために給付金を支給しています。まだ申請していない人は忘れずに申請してください。

対 高校卒業まで（18歳の誕生日の最初の3月31日まで）の児童、又は20歳未満で一定の障害のある児童（以下「対象児童」）を養育していて、かつ、以下のいずれかに該当する人

ひとり親世帯分

- ・公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金等）を受給しており、2021年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人、又は全額停止が想定され児童扶養手当を申請していない人
- ・新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

その他世帯分

対象児童の養育者で、以下のいずれかに該当する人

- ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
- ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同じ水準になっている人

支給額 児童1人あたり5万円

申請方法 申請書と必要書類を2月28日(月)までに直接こども課

